変更契約の調書

エ 事 名 市営桜木住宅流し台・洗面化粧台改修工事

当初

施 工 場 所 南陽市 三間通 地内

請負業社名株式会社石川工務店

工 事 種 別 建築一式

工 事 概 要 市営桜木住宅2号棟16戸

1 改修機械設備工事

○流し台関係撤去・改修 N=16組

○洗面化粧台撤去・改修 N=16組

2 改修電気設備工事

○機械設備改修に伴う撤去・修繕 N=1式

契 約 金 額 24,640,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

期 着工 令和5年8月1日

完成 令和6年2月28日

第1回変更

変 更 年 月 日 令和6年1月26日

変 更 金 額 (変 更 後) 24,838,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

工期(履行期間) 完成 令和6年2月28日

変 更 理 由 1. 既存湯沸かし器の撤去・再設置

当該工事における流し台部分の改修にあたり現場調査を実施したところ、瞬間湯沸かし器を設置している住戸(工事対象全16戸のうち13戸)にて、既存機器の一時取外し及び再設置が生じたため、下記内訳のとおり増工として対応したい。

〈内訳〉

市営桜木住宅2号棟

本工事対象住戸(戸)	増工事対象住戸(戸)	增工事対象外住戸(戸)
A-1~8 B-1~8		A-6(空室)、A-7 B-8(空室)
計 16戸	計 13戸	計 3戸